

1. 第二京阪沿道まちづくりの推進について

(1)沿道まちづくりの促進に向けて

「緑立つ道」の愛称で整備が進められている第二京阪道路開通による立地ポテンシャル等を有効に活用し、大阪の活力を創出していくことが重要です。平成 22 年度に線引き見直しが予定されており、特に、第二京阪道路沿道に広がる市街化調整区域においては、農地との調和、計画的な開発に基づく市街化区域編入を原則に、第二京阪道路の整備効果を生かした産業等の立地を促す土地利用を実現する計画的なまちづくりを促進していく必要があります。また、市街化区域への編入に至らなかった土地の区域についても、今後、市街化区域編入へ向け、事業熟度を高めていくことが重要となります。

このため、「第二京阪道路沿道まちづくり検討会」では、平成 22 年度改定予定の「東部大阪都市計画区域マスタープラン」に第二京阪道路沿道のまちづくりが、土地利用の方針として位置づけられるよう、国・府・沿道市が協議・調整のうえ、「第二京阪沿道まちづくり方針」を策定することとします。

(2)「第二京阪沿道まちづくり方針」の位置づけ

第二京阪道路沿道の市街化調整区域においては、周辺環境にも十分配慮しながら第二京阪道路の整備効果を適切に受け止められるよう、計画的なまちづくりを推進していきます。

まちづくりは、基本的には地域の方々、沿道市が中心となっていくもので、地域が主体となったまちづくりが円滑に進むよう、第二京阪道路沿道のまちづくりの大枠の方針（ガイドライン）を「第二京阪沿道まちづくり方針」（以下、「本方針」という。）として、国・府・沿道市の合意のもと策定し、これを広く公表し、公民が共有することで、第二京阪道路沿道のまちづくりを促進することとします。

今後、地域主体のまちづくりを進めるなかで、本方針を基礎として、各地域別のまちづくり構想を策定し、まちづくり事業へと発展させていくものとします。

なお、第二京阪道路沿道全域の土地利用については、「東部大阪都市計画区域マスタープラン」にて、その方向性を示すとともに、沿道各市は第二京阪道路沿道における区域別の土地利用方針を各市の都市計画マスタープランに位置づけるとともに、市街地開発事業、地区計画、景観計画等を活用して、「緑立つ道」の沿道に相応しいまちづくりを進めていくこととします。